

蓬田村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 2,434	千円 4,719,061	千円 53,234	千円 451,224	% 9.6	% 17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

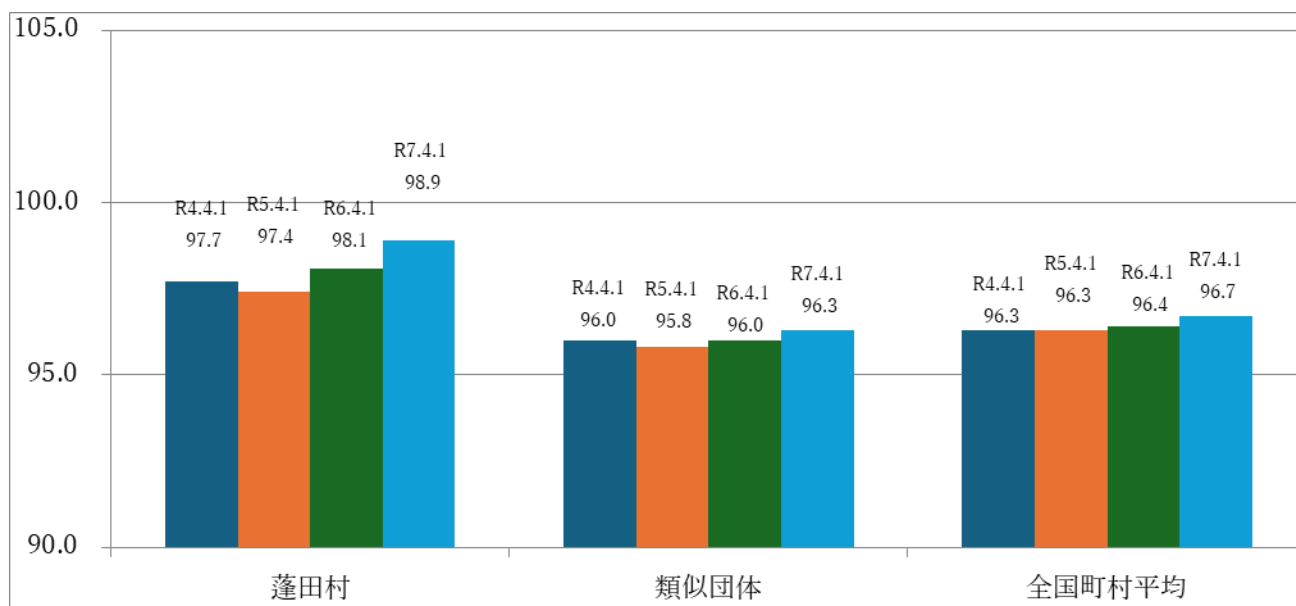
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 54	千円 125,186	千円 26,554	千円 81,071	千円 232,811	千円 4,311	千円 5,732

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため省略

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。国の7级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重なるの解消は実施していない。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 蓬田村においては支給対象外

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蓬田村	38.1 歳	310,100 円	342,090 円	339,367 円
青森県	42.5 歳	321,300 円	384,183円	349,835 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		蓬 田 村	青 森 県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	192,500 円	—
	中学卒	—	192,500 円	—
医療職	大学卒	255,400 円	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	299,700 円	343,100 円	375,500 円	—
	高校卒	245,900 円	338,300 円	375,100 円	383,700 円

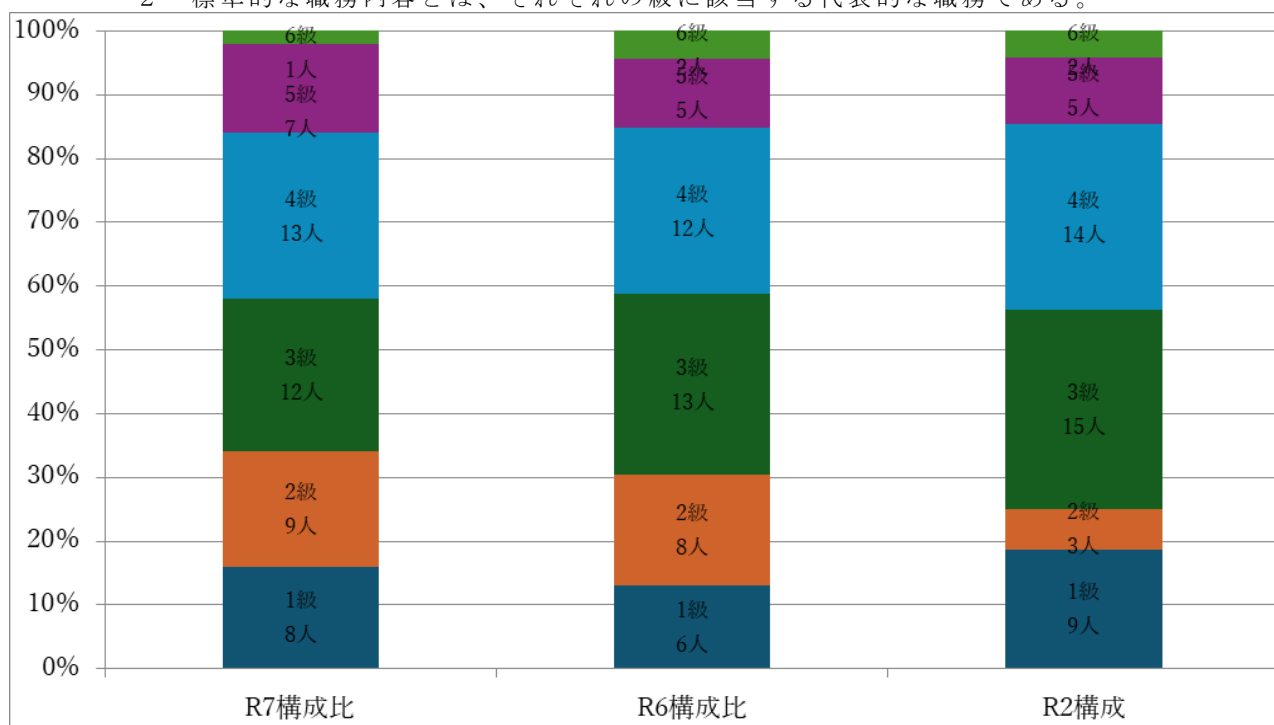
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的業務を行う主事補及び相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	8人	16%	183,500円	258,100円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	9人	18%	230,000円	308,500円
3級	主査の職務	12人	24%	261,300円	354,700円
4級	主幹の職務 課長補佐、班長、収納専門員、議会事務局次長、農業委員会事務局次長の職務	13人	26%	287,300円	386,100円
5級	副参事の職務 課長、調整監、議会事務局次長、農業委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局次長の職務	7人	14%	309,800円	398,200円
6級	参事の職務	1人	2%	335,000円	415,700円

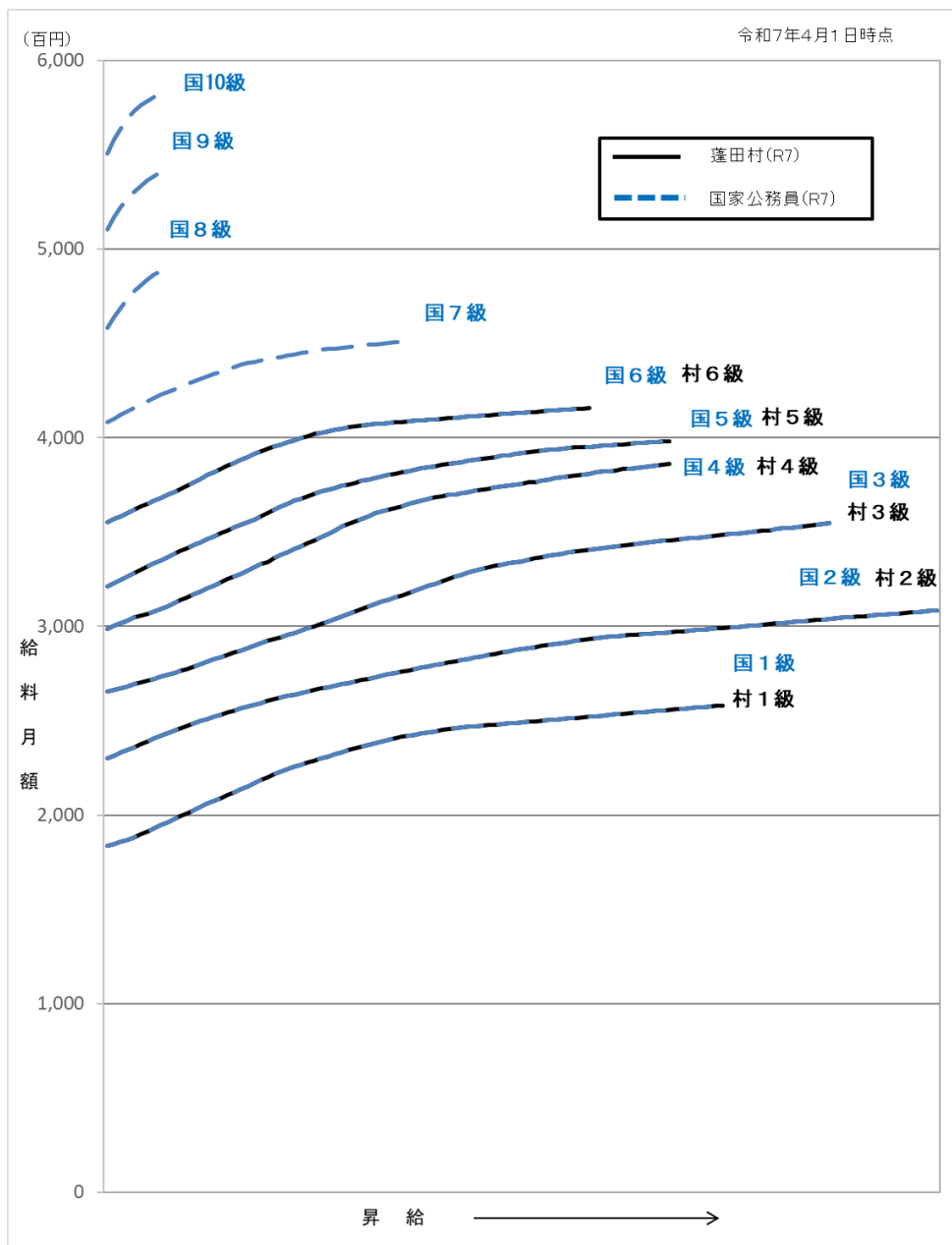
(注) 1 蓬田村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

蓬 田 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,509千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,776千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.05月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.05月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.40)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 5級、6級(参事、副参事)15% 4級(班長、主幹)10% 3級(主査)5%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

蓬 田 村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45% 加算	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45% 加算
1人当たり平均支給額 12,574千円	—

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、4～6年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		18千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		1,554円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		16.9%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当（鳥インフル防疫作業等）	右記の業務に従事した職員	感染症の患者の救護や家畜伝染病の病菌を有する家畜又は家畜伝染病の病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業	0千円	1日につき300円 ※心身に著しい負担を与えると認められる作業で村長の定めるものに従事したとき1日につき600円
特殊自動車運転作業手当	右記の業務に従事した職員	大型特殊自動車を運転した作業	0千円	1日につき360円
犬、猫等へい死体処理手当	右記の業務に従事した職員	犬、猫等動物のへい死体等の処理作業	13千円	処理した死体1体につき300円
危険作業手当	右記の業務に従事した職員	特に危険が伴うおそれのある特殊な作業	5千円	1件につき300円
狂犬病予防等作業手当（迷い犬の捕獲等）	右記の業務に従事した職員	狂犬病予防等作業	0千円	1件につき300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	4,737 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	152 千円
支給実績（5年度決算）	4,175 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	95 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		4,480千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		75,932円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
青森県	世帯主であり扶養親族のある職員	19,800円
	その他の世帯主である職員	11,400円
	その他の職員	8,200円

(7) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 子が16歳～22歳の加算 5,000円	同		8,228千円	249,333円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額1万2千円を超える家賃を支払っている職員 借家・賃限度額 27,000円	異	県の制度と同	3,465千円	315,000円
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000円 自動車等利用者 2,000～46,000円	異	県の制度と同	4,596千円	95,750円
管理職手当	総務課長 35,000円 課長 25,000円 調整監 20,000円 班長 10,000円			4,363千円	218,150円
休日勤務手当	祝日法による休日等の勤務 135/100	同		0千円	0円

管理職員 特別勤務手当	管理職員が週休日又は祝 日法による休日等に勤務 総務課長・課長・調整監 4,000円 班長 3,000円			3千円	150円
宿日直手当	一般の宿日直 4,400円	同		181千円	2,919円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	630,000円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800円 / 528,000円	
	副 市 区 町 村 長	495,000円 ()	677,700円 / 481,000円	
報 酬	議 長	253,800円 ()	400,000円 / 203,000円	
	副 議 長	212,400円 ()	314,000円 / 130,000円	
	議 員	202,500円 ()	290,000円 / 109,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(6年度支給割合) 3.4月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.4月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 630,000×在職月数×45.5/100 495,000×在職月数×26.5/100	(1期の手当額) 13,759,200円 6,296,400円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

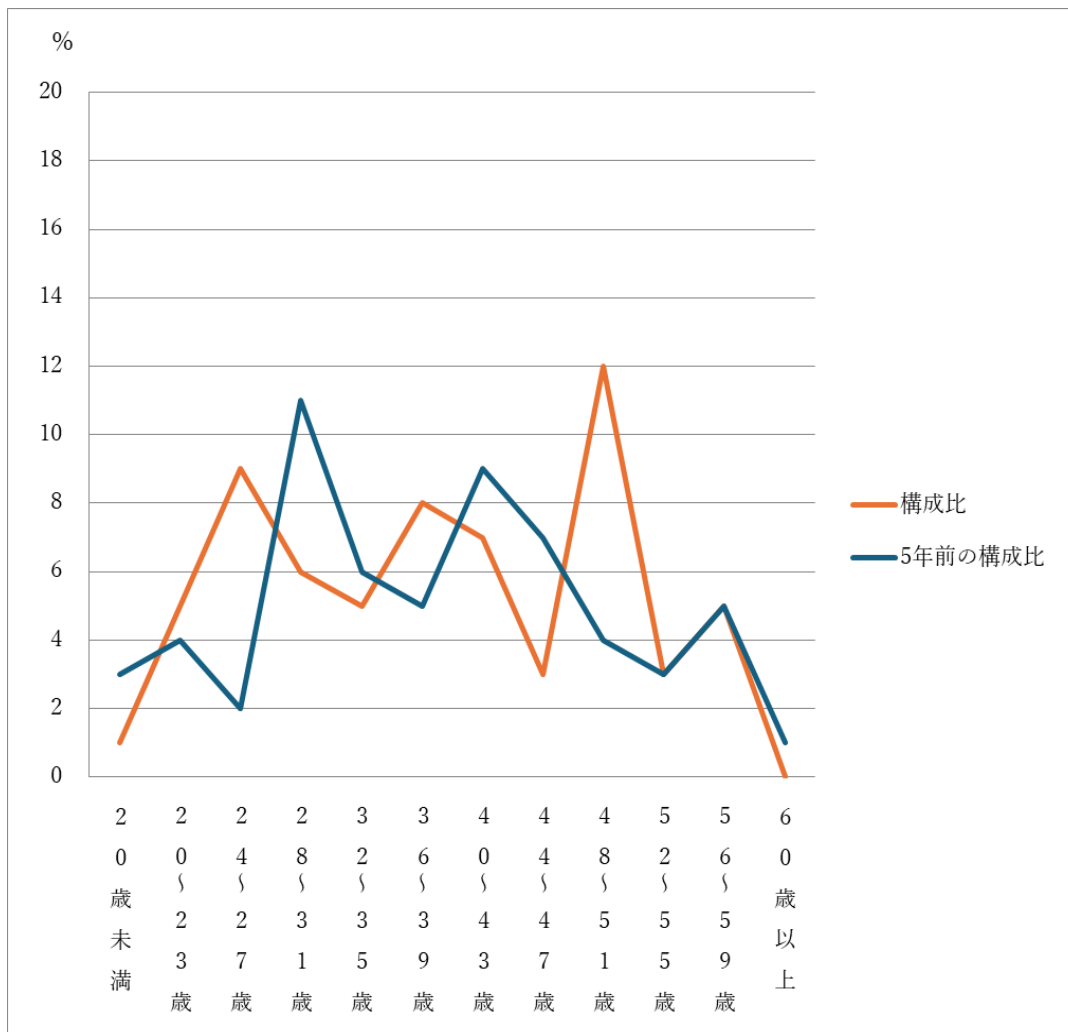
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	1 ▲ 1	
		総 務	21	22		
		税 務	5	4		
		民 生	6	6		
衛 生		4	4			
農 水 土 木		7 4	7 4			
	計	49	49	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 201.29人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 207.64人)		
	教育部門	5	6	1		
	小計	54	55	1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 225.94人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 244.85人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	2	2			
	そ の 他	7	7			
	小計	9	9			
合 計			63 [76]	64 [76]	1 [1]	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 262.91人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	9人	6人	5人	8人	7人	3人	12人	3人	5人	0人	64人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	49	50	51	51	49	49	0(0.0%)
教育	5	5	5	5	5	6	1(20.0%)
普通会計計	54	55	56	56	54	55	1(1.9%)
公営企業等会計計	9	9	9	9	9	9	0(0.0%)
総合計	63	64	65	65	63	64	1(1.59%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。